

# 長与町農業委員会議事録

令和5年5月25日

長与町農業委員会



# 令和5年5月農業委員会総会

1. 日時 令和5年5月25日（木） 13時00分から15時00分
2. 場所 長与町役場4階会議室
3. 農業委員会委員 出席委員（11名）  
会長 1番 水谷 勉  
委員 3番 原田 成信 4番 崎山 光子 5番 永田 好紀  
6番 岡崎 道子 7番 原口 司 8番 山本 忠典  
9番 益富 雅彦 10番 柳原 厚志 11番 山口 多美子  
12番 原田 正利
4. 農業委員会委員 欠席委員（1名）  
2番 渡邊 章三
5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（6名）  
2番 尾崎 明光 3番 田中 光夫 4番 山口 健士  
5番 増田 博光 6番 坂口 勝利 7番 坂本 謙二
6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（2名）  
1番 永富 義徳 8番 坂本 秀哉
7. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名 4番 崎山 光子 5番 永田 好紀  
第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3 第2号議案 農用地利用集積計画について  
第4 第3号議案 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表」について  
第5 第1号報告 農地改良届出報告について
8. 農業委員会事務局職員  
事務局長 山崎 昇  
農政農地係長 森 雅之  
農政農地係主事 竹中 敦月

事務局

皆さんこんにちは。総会の開催に先立ち、報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員12人中11人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。本日の欠席者は、2番 渡邊 章三 委員、永富 義徳 推進委員、坂本 秀哉 推進委員の3人です。それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいいたします。

議長

それでは、令和5年5月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。4番 崎山 光子 委員、5番 永田 好紀 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件

第2号議案 農用地利用集積計画が5件

第3号議案 追加議案として「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について が出されております。

報告事項は農地改良届出報告が1件です。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入りますが、ここで、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを申し上げます。

従いまして、○○委員におかれましては一旦退席をお願いします。

【○○委員 退室】

議長

それでは第1号議案1件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

整理番号 4

申請地 長与町岡郷(地番)

地目 畑 面積 526m<sup>2</sup> 以下3筆です。

3筆合計 1,802m<sup>2</sup>です。

農地区分は、すべて農用地区域内となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は3筆で○○円、10aあたりの単価は、○○円です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人が申請地に入るための通路が無く、継続的な耕作が困難であるため、通路に面した隣接地を所有する譲受人が購入して一体的に耕作を行うものです。

譲受人の耕作地は、24,884m<sup>2</sup>、労働力は2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。次ページをお開きください。

図面の左下に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページでご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 5月18日、午前10時20分頃より水谷会長、渡邊職務代理、山崎局長、竹中さん、坂本推進委員と私で現地確認をしました。（譲渡人）は自宅近くは耕作されますが、申請地を手放して隣接地の（譲受人）が購入されます。耕作放棄地になる前に（譲受人）が耕作されるということなのでとてもよかったです。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

10番 柳原 厚志 委員

10番 私のほうからちょっと質問をさせていただきます。（譲受人）ですかね。これからこの農地に野菜を作られるのか、みかんを植えられるのか。現在は耕作放棄地になっているのか、みかんが植わっているのか、そのところをお尋ねしたいと思います。

事務局 今現在はみかんが植えられています。昨年の農地調査でも営農扱いとなっておりまますそのままミカンをされるとは思いますが、（譲受人）のほうにそこまでは確認はしておりま

ん。けれども、ミカンをそのままされると思っております。以上です。

11番 その時（譲受人）にお聞きしたんですけど、3枚ありますよね、畑が。上のほうはそのままの畑に今ある木を生かして、下のほうは改植をしてミカンを植えるというお話をでした。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

【〇〇委員 入室】

それでは2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2件目です。第1号議案の4ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。

整理番号 5

申請地 長与町岡郷（地番） 地目 畑 面積 865m<sup>2</sup>

農地区分は、農用地区域内です。

申請者は、

譲渡人が、長崎市（地番）（氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は〇〇円、10aあたりの単価は、〇〇円です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は町外在住で申請地の耕作はしておらず、譲受人が購入して耕作を行うものです。作物は野菜やクルミなどを予定しております。

譲受人の耕作地は、6,643m<sup>2</sup>、労働力は1人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。次ページをお開きください。

図面の左上に〇〇公園がございます。〇〇公園の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番

5月18日、午前11時5分頃より、水谷会長、山崎局長、竹中さんと、（譲受人）の知り合い、近所の方なんんですけど（氏名）さんと、坂本推進員と私で現地確認をしました。（譲渡人）は、相続された土地を（譲受人）へ売却されます。（譲受人）は自分の家の周りが荒れないように購入され、落葉果樹を植えられるそうです。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

#### 【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第2号議案をご準備ください。3ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借入) 長与町三根郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 長与町平木場郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷 (地番) 地目 畑 面積 150m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。

期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間です。

新規の契約となります。

年間の借賃は○○円です。

なお、10aあたりの単価は○○円となります。

土地の所在を説明します。

図面右上にあります (施設名) の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員  
3番

18日の午前中、水谷会長、事務局長、竹中さん、柳原委員、私の5名で確認をいたしました。現状として現在何も作っておりませんので、放棄地みたいにしておりまして、借りられることで放棄地を畠にされるということでいいことだと思います。以上です。

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柳原 厚志 委員

10番

(借人) の件につきましては、農家住宅としてですね、地図上ではまだ宅地にはなってないんですよね。それでこの赤いマークの下側ですか、(地区名) 方面に行く方に家が建っておられます。この屋敷の部分がちょっと農家住宅で広かったものですから、そこの空き地に現在は(借人) は野菜を作つておられました。品種についてはジャガイモとかそういうのをつくり、立派な、野菜が出来ておりました。この件については農地所有ゼロでも農業者になれるということで、先月に続いて2件目が出てきた訳ですけど、非常に熱心に野菜を作つておられたので別に問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

#### 【意見・質問なし】

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

#### 【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借人) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 斎藤郷 (地番) 地目 畑 面積 1, 349 m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。

期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間です。  
平成30年から借り入れており、今回1回目の更新となります。  
年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。  
土地の所在を説明します。  
図面中央にあります（施設名）の南側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本 謙二 推進委員

推進委員 5月18日、午前10時頃から現地の確認を行いました。出席者はですね、水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さんと渡邊委員、坂本、計6名で行いました。ここはですね、昔水田だったところを土を盛ってですね畑になってるところで、作業がものすごくしやすい場所でございます。（借入）はですね、継続ということで特に問題はないと思います。なおかつですね、今、立会いのときもですね、野菜を植えてらっしゃいました。ナスとピーマンやったかな。既に耕作して毎年野菜を販売しています。特に問題はないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

#### 【意見・質問なし】

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

#### 【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から3件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、3件目です。次ページをお開きください。  
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、  
(借人) 長与町斎藤郷 (地番)  
利用権を設定する者の氏名及び住所は、  
(貸人) 長与町斎藤郷 (地番)  
利用権を設定する土地は、  
所在 斎藤郷 (地番) 地目 田 面積 391m<sup>2</sup> 以下3筆です。  
3筆合計 1,727m<sup>2</sup>です。  
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。  
期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間です。  
平成26年から借り入れており、今回3回目の更新となります。  
年間の借賃は3筆合計 米〇〇kgです。  
土地の所在を説明します。図面中央にあります(施設名)の西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本 謙二 推進委員

推進委員

7番

これもですね、18日の10時頃から先ほどの件と、継続して現地を確認いたしました。  
(借人) は、毎年米を作っています。自分の土地もかなり米を作っています。今回3筆あるんですけど、実際はもう畔も何もなくて一つの水田の形になっております。継続ということもあり特に問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から4件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、4件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借入) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 畑 面積 1, 093m<sup>2</sup> 以下2筆です。

2筆合計 1, 391m<sup>2</sup> です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間です。

新規の契約となります。

年間の借賃は2筆合計 ○○円です。なお、10aあたりの単価は○○円となります。

土地の所在を説明します。図面の左下に(施設名)がございます。(施設名)の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番

5月18日、10時30分頃より、水谷会長、渡邊職務代理、山崎局長、竹中さん、坂本推進員と私が現地確認をしました。この畠は(貸人)が昨年まで耕作をされていたんですが、(借入)が借りて耕作をされるということで、耕作放棄地にならずに済んでとてもよかったです。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありますか。

8番 山本 忠典 委員

8番 確認なんんですけど、この（借人）って、自分あんまりちょっとその年の人をよく知らないんですけど、ほかに農業をされてたり、働いたりされてるのかなと思って、ちょっとそこだけ確認をお願いします。

1番 （借人）はですね、実は（地区名）の（名前）の孫さんに当たるところですね。今、会社に勤めておりますけども、自宅といいますか、おばあちゃんの農地をですね1ヘクタールぐらい作っております。それから、まだこれは正式に出ておりませんけども、五反ぐらい近所の分を作っております。そしてここを二反、来年がですね、また三反ぐらい作りたいと。私もいつも話すんですけども専業になりたいと。はまりたいということでですね、非常に立派なミカンを作っております。技術をどこで習得してるのかなあと思うんですけども、多分会社の中でですね、そういう農機具とか、農薬肥料を販売をしておりますから、そういうところでやっているのかなと。現在、昨年の事例でどれぐらい売ったって聞きましたら、だいたい青島を中心ですが、青島を手取り〇〇円で売りましたと。そして、缶詰みかんを〇〇円で売りましたと。市場に中心に出てますけども、あと直売所とか出しますけども、今後非常に（地区名）ではですね大型の方が少しずつ落ちていっておりますので、彼が新たな受け手としてですね、できるんじゃないかなというふうに期待しております。非常に勤めをして3時ぐらいに上がってくるとそれからずっと働いてるし、土日もしてますし、朝早くも働いてます。すごく働き者です。多分いい農家に育つだろうというふうに私も楽しみにします。そういう人です。

議長 他にご意見・質問はありませんか。

7番 原口 司 委員

7番 いちばん最初に（貸人）が出てきて、また（貸人）の案件。彼は健康上何か問題があるんでしょうか。

1番 3条の議案で出てきたと思うんですけども、実はですね、いいところだけを作りたいと。そしてちょっと悪いところっていうわけじゃないんですけども、離れたところはですね、ほかの人に作ってほしいと。取捨選択をしているというところです。たまたま私の一反八畝ぐらいあるんですけども、それもうちの農地につながって、それで入り口がもう道がなくて私のほうからしか出入りが出来ない部分があつたりとか、ここの部分についても（貸人）は、もうそこの、この地域は全部で4反近くありますけども、それをもう離して集約的に、それでもに2町歩ぐらい以上持ってますから。1人で働いてますので、有効な場所を有効な形でやりたいと。私もちょうど目標地図じゃないんですけども、もうそういうふうに後継者だったり主たる農業者のところにですね、農地をひっつけていこうという考え方で今こう動いてる

んですけども。そういう関係でちょうど一連のですね、(借人)のところと、また今度6月に出てきますが、(氏名)のところも(貸人)のところも2反ぐらい作るということで、きれいに線を引いて、ここはこの人に、ここはこの人にということで私が間に入って少し斡旋じゃないんですけどそういう形をずっとして、木が元気なうちに集積していこうという考え方です。(貸人)も病気とかではなくて立派なみかんを作りますけども、集約していいみかんを作りたいという考え方で、(貸人)が両方3条と中間管理、貸付けと出てきますのでそういうことです。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から5件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、5件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借人) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 長崎市 (地番) (事業所名)

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 田 面積 1, 077 m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間です。

平成26年から借り入れており、今回5回目の更新となります。

年間の借賃は米〇〇kgです。

土地の所在を説明します。図面左上にあります(店舗名)の南側に位置した、赤色で表示

してある場所が、申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 5月18日、11時15分頃より、水谷会長、山崎局長、竹中さん、坂本推進員と私で現地確認をしました。継続で、何も問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

4番 崎山 光子 委員

4番 この方は（事業所名）に入っているみたいですが、お米〇〇キロというのを我が家がほかにいらっしゃって自宅納入なんでしょうか。

1番 娘さんが一緒じゃないけどもおりまして、本人は（事業所名）におりますけども、米自体は娘さんのところに行くんじゃないかなと考えております。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、第3号議案「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、事務局よりお願ひします。

事務局

説明します。『「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務実施の状況の公表」について』という冊子と、『令和4年度最適化目標の結果』をご準備ください。昨年の5月総会において、4年度の目標を設置しましたが、その結果について示したものです。それでは1ページを御覧ください。農業委員会の状況として、令和4年4月1日現在の農業委員会の体制と、農家・農地の概要が示されております。次に2ページをお開きください。II最適化活動の実施状況の1の（1）農地の集積について①現状と課題及び②目標については、昨年の5月に設定した数値を記載しています。③実績について、新規集積面積が10ha。農地面積520haに対して今年度末の集積面積が257haで、今年度末の集積率は49.4%。目標達成状況は84.5%となっております。この数値についてですが、今年度末の集積目標が304haに対して、実績を見てもうと257haと減っております。この数値は、認定農業者が集積をする面積となっておりますので、認定農業者の減少に伴い、集積面積が減少しております。ただ新規の集積は、目標と同じく10haは今年度は出来たという結果になっております。集積は出来ているんですけども、認定農業者の減少により、達成状況は84.5%となっております。続きまして、（2）遊休農地の発生防止・解消についてです。①現状課題、②目標については前年に設定したものです。③実績について緑区分の遊休農地の解消面積は3.8haで、目標5haに対する達成状況は76%となります。黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は記載のとおりです。④その他では、昨年の利用状況調査の結果を示しております。次に（3）新規参入の促進について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は0haでした。新規参入者の参入状況としましても、経営体・取得面積とともに0となっております。農業者の高齢化により耕作が困難になり、親族間での譲渡が顕著であったということが、原因と考えております。次に、2最適化活動の活動目標といたしまして、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（2）の活動強化月間の設定、①の目標ということで、去年設定したものを書いております。②の実績について、活動強化月間の設定回数を3回として、令和4年の9月と10月、これは農地利用状況調査です。3回目の令和5年2月については、遊休農地所有者への利用意向調査になります。次の5ページですけども、新規参入、相談会の参加ということで目標を立てておりましたが、残念ながら実績がありませんでした。目標に達成する標語としては、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」と記載しております。そして、推進委員等の点検と評価結果ということで、それぞれ推進員の人数の分布を書いておりますが、これは別の資料で説明しますので、ここでは飛ばします。先にIII事務の実施状況に入ります。1総会、部会の開催実績、2農地法の3条に基づく許可事務、3農地転用に関する事務、4違反転用の対応については、記載のとおりです。ここで、先ほど飛ばした件について、資料の横長の表をご覧ください。これは委員さん20人の遊休農地の解消面積、新規集積の面積、新規参入面積をそれぞれ項目別に算出し、遊休農地の解消率、集積率、新規参入の実積率を記載しています。個人名の代わりにアルファベットで表示しております。その結果の

隣に、成果目標の点数を記載しています。これは国が定めた基準に応じて点数を表示をしています。それぞれ 110% 以上、90% 以上 110% 未満、90% 未満ということで、達成率に応じて点数化しています。これらを合計した表の右端の合計点数に応じて、先ほどの推進委員等の点検と評価結果の推進委員等の人数の所に割り振られています。今年度は目標に対して、期待をやや下回る結果になった委員さんが多くいらっしゃったので、遊休農地解消、新規集積、それから新規参入についても、成果が出なくても、些細な事でも、活動記録セットへの記入をお願いしたいと思います。以上です。

1番 4 年度の実績が全部公表されて、個々の評価に、それから町の評価にですね全て国の評価につながって、国がそういうふうな評価点を見てるということです。これが集積協力金とかいろんな形で皆さん方のところにまたバックしてくるという形になりますけども、ただいま言うように昨年度新規就農者がゼロだったというところがありますけども、今度の 6 月からですね、新規就農が私の関わっているところも出てきますので、6 月の総会それからそのあとですね、徐々に出てきますので、皆さん方もこういうふうな形をですねぜひ一つとらえてサポートしていただきたいなというふうに思っております。

議長 これは最終的な目標も含めて、賛否をとらなければいけないというふうになってますので、まず皆さん方から御意見御質問がありましたらどうぞお願いしたいと思います。

4 番 崎山 光子 委員

4 番 この資料は私たちが毎月出している活動記録をデータにまとめられたんですか。

事務局 まずこの資料なんですけども、資料の 1 番左側ですね、年間の日数とか月当たりの平均日数、こちらについては活動日誌を書いていただいたものの集計になります。ですので A さんでいきますと年間 35 日動いてます。それを 12 で割ると 2.9 ですよと。T さんになると 98 日。1 番下ですね。98 日回ってますのでそれを 12 で割ると 8.1 と、8.1 することで次の月当たりの平均の点数が 8 点つきますよと。A から M さんまで空欄になってるかと思うんですが、これが 6 日以下ということで点数が入らなかったという格好になります。6 日を超えると点数が 4 点以上つきますので、これで国としては 6 日、最低 6 日を頑張ってくれっていうのが一つの指標だったのかなというふうに思います。その隣の分については目標を長与町は 8 としてますので、8 の目標を超えたかどうかという格好になってきます。目標を下回っているものについては 2 ということで評価をします。ほかの遊休農地の面積、新規集積等については年間の誰がやったかってもう分かりませんので、年間の農地利用の状況。皆さんに農地調査をやってもらうんですが、その結果面積を出しましてやっております。集積については今回も議題で上がります利用集積等で集積がどれだけあったのかということで

それを集計したものを評定に変えて表しているという状況です。以上です。

1番 いいですか。最終的には皆さん方が出した日誌、ただ集積の実績については郷別とかそういう形で上がってきますから。その分で按分した形にならないと分からぬという形です。皆さん方が感知をしたんだという形ですね、関わったんだという形で実績を上げていくということで、ですから、これが最終的に国の評価点になってくると。評価点は即補助金に返ってくると。そういうことで動かそうと国がした目論見なんで、来年度どういうふうな形になるか、これまたまだ今年度とですね来年度のこの補助金ですね、交付金といいますかそういう形のものについてはどうなるかというのは定かじやないけど、ただやっぱり努力して実績をやっぱり書いてくださいと、それで努力して、実際やってみてくださいということが、この今回の改正された法の趣旨という形ですね。もう一つはですね、今度変わってくるだろうなというところが、新規就農の中に農地の下限面積が撤廃されますから、ここら辺はどうカウントするか、ここら辺は何か少し目途がありますかね。今までの農家の新規就農っていう形の部分の下限面積で今まで30アールで線を引いてたのが、それも下限面積なしというところで、それが新規就農というふうに上がってくるということについてはどうですかね。

事務局

新規就農っていうのがどうしても誰でも耕作ができるということにはなるんですが、新たに農地取得した契約をした方とかもいらっしゃるんですが、新規就農者には該当せず、そこは今年も外れてますので、誰でもが新規就農者になるのかといったらそれは違うものと思ってます。どうしてもそのどこで農家として該当をしていくのかっていうところはこれからもちょっと模索はしていかないといけないんですが、これまでとほぼ変わらない状況でいくものと私たちは思っています。今誰が新規就農者でという話になって多分産業振興課で新規就農者を取り扱う方がそれぞれに該当するんだろうというふうに私はイメージしておりますので、それ以外の農地の貸し借りについては利用集積には該当するけども新規就農者の貸し借りには該当しないというふうに思っております。以上です。

1番

当然ですね農機具、それから労働日数、家族構成とかいろんなことが、就農前に資料もここに出されますけども、小さなところについてもですね。例えば1反でも10アールでもそこら辺が出てくると当然そういうところも今後検討せんばいかんじやなかろうかなという、これは私も個人的な感覚ですよね。農家と新規就農違うんだというふうにとらえるのか。でも最初に入ってくるとき新規就農なんですね、ある意味では。どの新規就農、どの時点で新規就農という、今、局長が言ったように少し曖昧なんで。今後はですね、隣の農水担当ともよく協議して、今後は取り組まないといかんことじやなかろうかなというふうに思いますけどね。国は反対に言えば簡単に入れるように下限面積を外したということなんでそれとの整合性をどうしていくかということは今後の問題としてやっていきたいと思います。

事務局

年間の日数についてちょっと補足なんすけれども、先ほど説明がありましたように、これは皆さんから毎月出していただいている活動記録の日数をもとに集計しているところなんですが、日数が少ない方の中にも1日当たりの活動時間が多い方もいらっしゃいます。その方でも、例えば1日に5分しかしなかった方でもここでは同じ1日としてカウントされてしまいますので、これが去年の4月の活動記録セットの書き方のときに、どんなに短い時間でも1日と書いてくださいっていうのはここに多分結果として出てきてるものになりますので、今期改選がございまして新しい方にかわられる方、継続をされる方、それぞれいらっしゃいますけれども、多分皆さんもずっとこの日数以上に、気にもとめないような活動ですね、書きもしなかった活動が結構あると思いますので、今後そういうこともきっちり5分でも10分でも構いませんので書いていただいて、その活動時間っていうのは当然こちら事務局としても勘案をすべきところでございますので、そこは最適化交付金の、3月ぐらいにお支払いをした加算額のところで皆さんの活動時間に応じて案分をして、そこで何とか皆さんの頑張りを評価しようというところでやっておりますのでそこは御了承いただければと思いますので、よろしくお願いします。

1番

最終的に延べ時間でこっちのほうが事務局は判断したということです。反対にですね、国が反対に日数というのを上から示したもんだから、5分、10分、15分、20分でもですね、そこら辺が出てくるということですたいね。でも、それも活動の一つだというふうにとらえて、今後どういうふうに我々が既に委員さん全てそっちのほうに目を向いているというふうに思うんですけども、それをこまめに報告するかしないかの差でこれだけ出てくるということです。

4番

書き方でいつも悩むんですが、例えば一つの案件に関して分からなかつたら私は役場の農業委員会に聞いてそれをまた本人に伝えたりということをしてるんですが、もう書くのはその一つのページに書いてるんですよ。それでよろしいんでしょうか。

事務局

それが同じ日に行われたものであるならば1日になります。ここに行って、そこに行って、となつても1日扱いになってしまいます。ですが、ここに総会に来て、総会っていうのは最適化活動には当たらない会議への参加なんですけども、総会に行った帰りに例えばその御説明をして回ったとか農地を見て回ったっていうのは農地を見て回った部分が最適化活動になりますので、それは2つ同じ日であつても2つに分ける。1個の案件で、例えばその崎山さんがさっきおっしゃった役場に質問に来て、帰つてその御本人さんにまた説明に上がる。というのは同じ1日の内で行ったことは残念ながら1日の書き方、ここに行ってこう行ってこう行ってというのが一つの枠の中に入つてくる形になります。

議長

他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

提案がありました令和4年度農業委員会農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況について、賛否をとります。異議のない方、挙手をお願いいたします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

これからは、報告事項に移ります。農地改良届出報告書について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

まず、令和5年5月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。続きまして、農地改良届出の報告です。1ページをご覧ください。資料につきましてはNo.3をご覧下さい。

【農地改良届出報告書】

土地の所在等は

長与町岡郷（地番） 地目 田 面積 637m<sup>2</sup> 以下3筆  
3筆合計1,429m<sup>2</sup>のうち75m<sup>2</sup>の改良となります。

所有者・耕作者ともに、（氏名） 長与町岡郷（地番）

農地改良の目的 園内道路整備

以上のとおり令和5年5月8日に提出され、5月18日に現地確認を行いましたので報告します。令和5年5月25日

農業委員 水谷 勉、山口 多美子

農地利用最適化推進委員 坂本 秀哉

代読でございます。

届出の場所を申し上げます。次ページをお開きください。

図面の左上に○○公園がございます。○○公園の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただ

ければと思います。以上です。

1番 これは山口多美子委員と私で確認しておりますけども、水田の進入路。これを作ったということで、事前に申請していなかったということで、ここに始末書を書いておりますので、そういうことで御了解いただければと思います。

議長 他にお尋ねはありませんか。

【お尋ねなし】

以上で報告事項を終わります。次に行事報告を事務局お願ひします。

【この後令和5年5月の行事報告が行われた】

6月の総会日程について、事務局からお願ひします。

事務局 6月27日（火）15時00分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長 以上を持ちまして、長与町農業委員会5月総会を閉会します。